

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

ガス事業法における旧簡易ガス事業の「一の団地」の解釈について
(お知らせ)

標記について、経済産業省資源エネルギー庁より別添のとおり液化石油ガス販売事業者あて事務連絡の周知要請がありました。本件はガス事業法に係る事項であります。液化石油ガス販売事業にも密接に関連する事項で、概要は下記の通りです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知いただきたくお願い申し上げます。

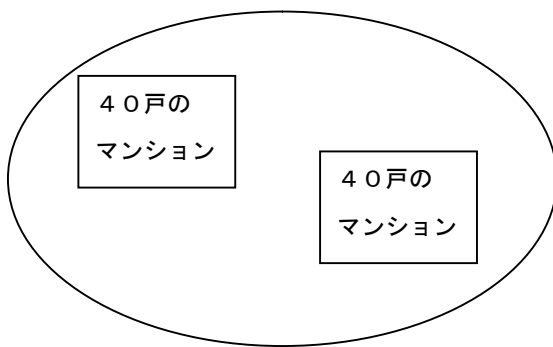
記

1. 「一の団地」とは

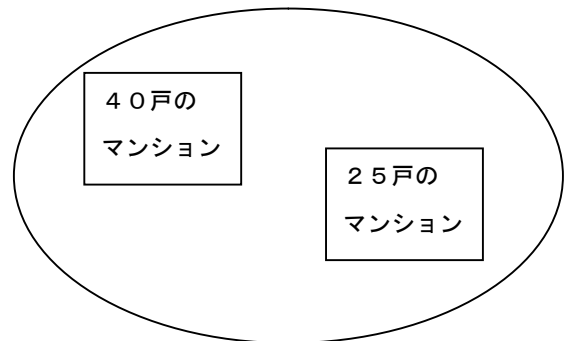
LPガスによるガス供給では、簡易なガス発生設備（供給設備）から導管によりLPガス等を供給する消費者の数が70戸以上になれば、ガス事業法による規制を受ける。

例えば、70戸以上のマンションに一つの供給設備から導管供給を行えば、ガス事業法の規制を受けることは当然だが、ある一定範囲の区域内にある2つのマンション（40戸と40戸）に、それぞれ独立した供給設備と導管により供給する場合も、合計が70戸以上になればガス事業法の規制を受ける。ここで言う「ある一定範囲の区域」をガス事業法においては「一の団地」として定義されている。

【一の団地の図解】



ある一定範囲の区域内（一の団地）で
70戸以上の導管供給を行う場合
ガス事業法による規制



ある一定範囲の区域内（一の団地）で
70戸未満の導管供給を行う場合
液石法による規制

2. 「一の団地」の範囲（2017年ガス事業法運用解釈通達改正による）

ある一定範囲の区域内（一の団地）の範囲を示す指標（以下「メルクマール」という）は、供給形態等により次の通り整理される。

※ 下線部がメルクマール

(1) 道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合
（戸建住宅への集中導管供給など）

⇒ 市町村内の町又は字（〇丁目）

例・・・〇〇市△△町、〇〇市字△△、〇〇市△△丁目など

(2) 道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合
（集合住宅における導管供給など）

① 街区方式による住居表示を実施している地域

⇒ 街区

例・・・〇〇市△△丁目□□番××号

② 街区方式による住居表示がない地域（番地等の表示が無い地域）

⇒ 街区に類する区画によりメルクマールを設定

街区に類する区画とは次の通り

- ・幅員おおむね4m以上の道路
- ・河川、水路、鉄道又は軌道の線路
- ・その他恒久的な施設

【(2)の図解】

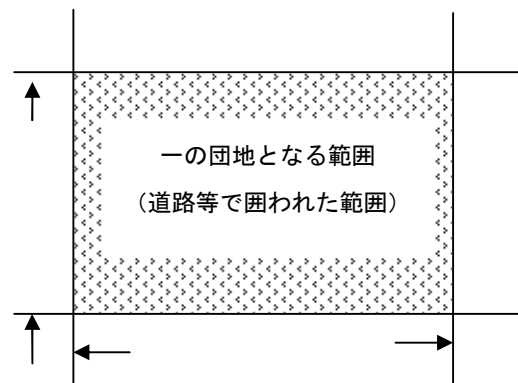
①のケースでのメルクマール

住居表示があり、番地区域内が一の団地となる。



②のケースでのメルクマール

番地表示が無い地域であり、道路、河川等で囲われた地域が一の団地となる。



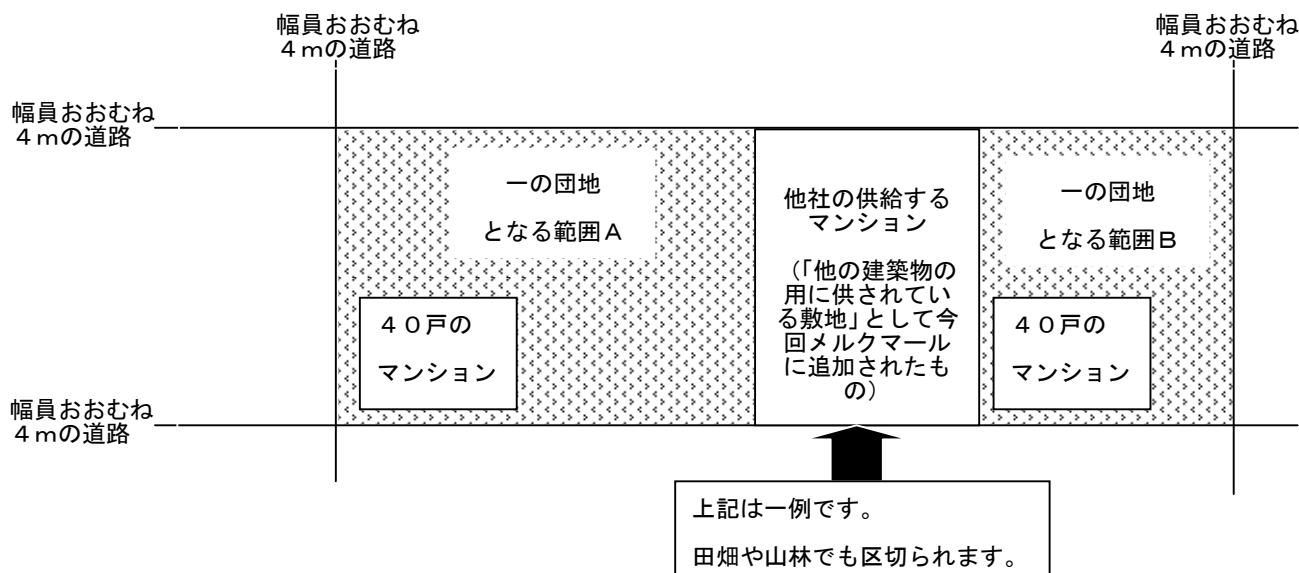
矢印…幅員おおむね4m以上の道路や河川

3. 今回の事務連絡の概要

上記の2(2)②(街区表示のない地域における集合住宅等のメルクマールとして、街区に類する区画を明確化。具体的には次の下線部が新たに追加された。

- 従来のメルクマール
 - ・ 幅員おおむね4 m以上の道路
 - ・ 河川、水路、鉄道又は軌道の線路
 - ・ その他恒久的な施設
- 追加されたメルクマール
 - ・ 田畑、山林、都市公園、他の建築物の用に供されている敷地

【追加されたメルクマールの図解】



※ 上記の位置の団地の範囲AとBは、それぞれ異なる一の団地であることから、液石法による規制を受ける例示となる。

添付文書：

- ① 経産省資源エネルギー庁から液化石油ガス販売事業者あて事務連絡
- ② 経産省資源エネルギー庁からガス小売事業者あて事務連絡

以上
(発信手段：Eメール)
(担当：事業推進部 堀江、笠間)

令和元年 8 月 1 日

液化石油ガス販売事業者 各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

事務連絡の送付について

平素より大変お世話になっております。

別添のとおり、事務連絡を送付いたします。

ガス事業法上の規制の適用についての重要な判断基準である「一の団地」に関する基本的な考え方を示しておりますので、適正な御判断を行っていただくためにも、御確認のほど、よろしく願いいたします。

なお、本件は液化石油ガス販売事業者のうち、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもので、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上となる可能性のあるものを対象とした事務連絡となります。

以上

【送付資料】

令和元年 8 月 1 日付け事務連絡『ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について』

事務連絡

令和元年 8 月 1 日

ガス小売事業者 各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な
考え方について1. 通達中の記載内容（抜粋）

「第 1 章 総則」関係

(1) 法第 2 条第 1 項（小売供給）関係

② 「一の団地」について

「一の団地」とは、道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項第 1 号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。以下この②において同じ。）とする。

【以下略】

2. 道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあって、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールについて

(1) 「街区に類する区画」を区画するメルクマールについての考え方

ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する「一の団地」は、一定規模以上の道路や河川、鉄道等の恒久的な施設等により、客観的に一区画をなしていると認められる土地の範囲内にあるガスの供給地点を一体的に規制対象とするためのものである。

上記を踏まえると、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールを明確にしておくことは、ガス小売事業者として規制対象となるべき者が、「街区に類する区画」を恣意的に区画することにより規制から逃れることを防ぐ上で重要である。

(2) 現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)、河川(一級河川、二級河川及び準用河川)、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等(以下「道路等」という。)とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準(昭和38年自治省告示第117号)」第1「住居表示の実施基準」の3(1)及び7(2)を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積3,000~5,000㎡が適当とされている。

(3) メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭隘化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると考えられる。

<メルクマールに新たに追加すべきもの>

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

(4) 今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

以上

(参考) 街区方式による住居表示の実施基準 (昭和38年自治省告示第117号) (抜粋)

第1 住居表示の実施基準

3 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

7 団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。

(1) 町名

団地のみの地域の町名には、〇〇団地又は〇〇団地〇丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。

(2) 街区割り

イ 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。

ロ・ハ (略)